

特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 〈個室〉

〈介護福祉施設サービス費・居住費・食費〉

令和3年8月1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	320	300	573	1,193	35,790	1,766	52,980	2,339	70,170
	2段階	420	390		1,383	41,490	1,956	58,680	2,529	75,870
	3段階①	820	650		2,043	61,290	2,616	78,480	3,189	95,670
	3段階②	820	1,360		2,753	82,590	3,326	99,780	3,899	116,970
	上記以外の方	2,100	1,500		4,173	125,190	4,746	142,380	5,319	159,570
要介護2	1段階	320	300	641	1,261	37,830	1,902	57,060	2,543	76,290
	2段階	420	390		1,451	43,530	2,092	62,760	2,733	81,990
	3段階①	820	650		2,111	63,330	2,752	82,560	3,393	101,790
	3段階②	820	1,360		2,821	84,630	3,462	103,860	4,103	123,090
	上記以外の方	2,100	1,500		4,241	127,230	4,882	146,460	5,523	165,690
要介護3	1段階	320	300	712	1,332	39,960	2,044	61,320	2,756	82,680
	2段階	420	390		1,522	45,660	2,234	67,020	2,946	88,380
	3段階①	820	650		2,182	65,460	2,894	86,820	3,606	108,180
	3段階②	820	1,360		2,892	86,760	3,604	108,120	4,316	129,480
	上記以外の方	2,100	1,500		4,312	129,360	5,024	150,720	5,736	172,080
要介護4	1段階	320	300	780	1,400	42,000	2,180	65,400	2,960	88,800
	2段階	420	390		1,590	47,700	2,370	71,100	3,150	94,500
	3段階①	820	650		2,250	67,500	3,030	90,900	3,810	114,300
	3段階②	820	1,360		2,960	88,800	3,740	112,200	4,520	135,600
	上記以外の方	2,100	1,500		4,380	131,400	5,160	154,800	5,940	178,200
要介護5	1段階	320	300	847	1,467	44,010	2,314	69,420	3,161	94,830
	2段階	420	390		1,657	49,710	2,504	75,120	3,351	100,530
	3段階①	820	650		2,317	69,510	3,164	94,920	4,011	120,330
	3段階②	820	1,360		3,027	90,810	3,874	116,220	4,721	141,630
	上記以外の方	2,100	1,500		4,447	133,410	5,294	158,820	6,141	184,230

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	100	150	利用者の自立支援にむけて根拠に基づきサービスを提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
ADL維持等加算Ⅰ	30	60	90	ADLの維持にを図り計画、実行、見直しを行った場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20	40	60	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	72	144	216	死亡日以前31日～45日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日～30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
自立支援促進加算	300	600	900	自立支援・重度化防止・寝たきり防止のケアを実践した場合
安全対策体制加算	20	40	60	安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回限度として算定
褥瘡マネジメント加算	3	6	9	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の2.7%			

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)